

誰もが平等に 自分らしく生きられるまちへ



6月は志木市男女共同参画推進月間です。

一人ひとりの人権が尊重され、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、職場や学校、地域、家庭などにおける男女共同参画について考えてみましょう。

問合せ／人権推進室 ☎048(456)6020

「無意識の思い込み」をしていませんか？

人は、これまでに経験してきたことや見聞きしてきたことに影響を受けて、自身では気づかないうちに、ものの見方や捉え方に偏りが生じることがあります。

これを「無意識の思い込み」、英語では「アンコンシャス・バイアス」といい、特に「女性は〇〇であるべき」、「男性は〇〇であるべき」といった性別による役割の決めつけにつながってしまふことがあります。

考えてみよう！性別役割の「無意識の思い込み」

日常の中で、無意識の思い込みをしていないかチェックしてみましょう。

これらのほかにも
職場や学校などでは
無意識の思い込みが
たくさん存在します。



- 食事の準備や配膳は女性の役割である
- 女性に理系の進路は向いていない
- 女性には女性らしい感性がある
- 家事・育児は女性がすべきである
- 男性は人前で泣くべきではない
- 組織のリーダーは男性の方が向いている
- 共働きでも男性は家庭より仕事を優先すべきである
- 自治会や町内会の重要な役職は男性が担うべきである

チェックしてみていかがでしたか？

無意識の思い込みは誰にでもあることであり、チェックが多くついたからといって悪いということではありません。

無意識の思い込みにより、性別役割などを決めつけたり、自分の考えを押しつけたりするのではなく、認識や発言が周囲にどのような影響を与えるか考え、相手を尊重する姿勢を持つことが大切です。

「無意識の思い込み」との向き合い方

自身ができることに少しずつ取り組んでみましょう。

決めつけない、
押しつけない

自身がどのような
「無意識の思い込み」を
しているかを知る

相手の気持ちの
変化に注目する

「今どきの若者は～」など
大きな主語は使わない



自身のものの見方から
変えてみる

多様な性について理解しよう

一人ひとりの性格が違ふように性のあり方も多様です。身近な人にその可能性があるないに関わらず「多様な性」について正しく理解し、私たちにできることを考えてみましょう。

性は多様かつグラデーション



人の「性」は、単に「男性」、「女性」に分けられるものではありません。性のあり方には4つの要素があり、その組み合わせは多様で一人ひとりグラデーションのように異なります。

4つの要素

- ①からだの性…生まれつきの体の性別のこと
- ②こころの性(性自認)…自分の性別をどのように認識しているのか
- ③好きになる性(性的指向)…恋愛対象となる性別のこと
- ④表現する性…服装や言葉遣いなど自分自身が表現したい性のこと

LGBTQとは？

L

レズビアン
Lesbian

女性の同性愛者。
こころの性が女性で、
好きになる性も女性
の人。

G

ゲイ
Gay

男性の同性愛者。
こころの性が男性で、
好きになる性も男性
の人。

B

バイセクシュアル
Bisexual

両性愛者。
好きになる性が異性
の場合も、同性の場
合もある人。

T

トランスジェンダー
Transgender

からだの性とこころ
の性が一致しない人。

Q

クエスチョニング
Questioning

こころの性や好きに
なる性がわからない、
決められないあるい
は決めていない人。

SOGI (ソギ・ソジ)とは？

SO セクシャル オリエンテーション
Sexual Orientation (性的指向)
恋愛対象となる性別のこと。
異性愛や同性愛、両性愛などさまざまな形があります。

GI ジェンダー アイデンティティ
Gender Identity (性自認)
自分の性別をどのように認識しているのか。
男性・女性という認識だけでなく、中間やどちらでも
ないなどさまざまな形があります。

私たちにできることから始めよう

配慮した会話を

「ホモ」、「レズ」、「オネエ」、「オカマ」などといったからかいや「男らしさ」、「女らしさ」の押しつけは、人を傷つける言動となるため、配慮した会話を心がけましょう。

アウティングはやめましょう

本人が公にしていない性のあり方を本人の同意なしに誰かに話してしまうことを「アウティング」といいます。この行為は、人権を侵害し、ときには命の危険につながるため、やめましょう。

男女共同参画のパネル展、図書館テーマ展示を開催

パネル展示「多様な性 知っていますか？」

多様な性を知り、誰もが自分らしく生きられる社会をつくるためにできることを考えてみませんか？

とき 6月5日(月)～9日(金) **ところ** 市役所市民ホール

男女共同参画に関する図書館テーマ展示

とき ①6月1日(木)～29日(木)
②6月1日(木)～7月27日(木)

ところ ①いろは遊学図書館 ②柳瀬川図書館

志木市パートナーシップ及びファミリーシップ届出制度の開始

市では、市民一人ひとりが多様性を尊重し、自分らしく暮らすことができる社会の実現に向けて、令和5年4月1日に「志木市パートナーシップ及びファミリーシップ届出制度」を開始しました。

パートナーシップ及びファミリーシップ届出制度とは？

一方または双方の性自認が戸籍上の性別と異なる、または性的指向が異性のみではない二人が、パートナーシップ（お互いを人生のパートナーとして尊重し、継続的に協力し合う関係）であることを市に届け出ること、市から「届出受領証明書」や「届出受領証明カード」の交付を受けることができる制度です。また、パートナーシップの届出をする際、一方と生計を同じくしている子や親をファミリーシップ（家族として尊重し、協力し合う関係）として届け出することもできます。

対象となる人

パートナーシップ

- 成年(18歳)に達している人
 - 志木市に住所がある人または3か月以内に志木市に転入を予定している人
 - 民法に規定する婚姻できない続柄でないこと
 - 配偶者がいないこと
(事実上婚姻関係と同様の状態にある場合も含む)
 - 届出をする人以外とパートナーシップ関係がないこと
- ※すべての項目に該当する人が対象となります。

届出時に必要な書類

- ① 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書
(届出日以前3か月以内に発行されたもの)
- ② 配偶者がいないことが確認できる書類
(戸籍個人事項証明書、戸籍全部事項証明書、独身証明書など届出日以前3か月以内に発行されたもの)
※外国籍の人は、大使館などの公的機関が発行する婚姻要件具備証明書などの書類に日本語訳を添付してください。
- ③ 顔写真付きの本人確認書類
(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)

対象となる人

ファミリーシップ

- パートナーシップ届出者の一方の子(養子を含む)や親(養親を含む)であること
 - パートナーシップ届出者の一方とファミリーシップ対象者の生計が同一であること
- ※すべての項目に該当する人が対象となります。

届出時に必要な書類

- ① パートナーシップ届出者との親子関係が確認できる書類
(戸籍個人事項証明書、戸籍全部事項証明書など届出日以前3か月以内に発行されたもの)
- ② パートナーシップ届出者の一方とファミリーシップ対象者の生計が同一であることが確認できる書類

届出の流れ

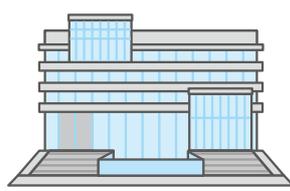


事前予約

届出を希望する日の7日前までに予約フォームもしくは電話で人権推進室へ



▲予約フォーム



届出

予約した日時に、届出者二人で指定の場所までお越しください。
※届出は原則、個室で対応します。



交付

書類に不備がない場合、届出受領証明書と届出受領証明カードを即日交付します。
※手続きは1時間程度かかります。

届出受領証明書

(表)

届出受領証明カード

(裏)

よくある質問

Q 婚姻制度とはどう違うのですか？

A 婚姻は法律に基づき行われるもので、相続など財産上の権利や扶養義務など、法律上の権利や義務が発生します。一方、志木市パートナーシップ及びファミリーシップ届出制度は、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではありません。人生のパートナーや家族として協力して暮らしていくことを市として応援するものです。

Q 届出受領証明書・カードを持つメリットは？

A 埼玉県及び志木市の公営住宅の入居申し込みに活用できます。また、携帯電話会社の家族割引の適用や生命保険の受取人にパートナーを指定できるといった、民間事業者が提供するサービスを受けられる場合もあります。詳しくは、各事業者にお問い合わせください。

Q 顔写真付きの本人確認書類を持っていない場合はどうしたらよいのでしょうか？

A 健康保険証や年金手帳、預金通帳などのうち、2点をご提示いただきます。

Q 届出にお金はかかりますか？

A 届出受領証明書・カードの発行は無料です。届出時の必要書類には、取得に費用がかかるものがあります。

Q 志木市に住んでいないと届出はできませんか？また、同居していなければいけませんか？

A 届出日において、一方または双方が志木市に転入予定である場合は、届出日に届出受領証明書・カードを交付することはできません。この場合、転入後に住民票の写しなどの提出を受けてから届出受領証明書・カードを発行します。また、必ずしも同居している必要はありません。



▲市ホームページ

市民・事業者の皆さんへ

届出受領証明書・カードは、法律上の効果を生じるものではありませんが、人生のパートナーや家族として協力して暮らしていくと市に届出されたことを証明するものです。

届出受領証明書・カードの提示を受けた場合は、この趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

この制度を利用する人の性のあり方（性自認、性的指向など）やこの制度を利用していることについて、本人の同意なく他者に口外しないようご注意ください。